

質問第一〇一号

独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十七日

仁比聡平

参議院議長 関口昌一 殿

独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問主意書

私が提出した「独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問主意書」(第二百二十一回国会質問第六六号)に対する答弁(内閣参質二二一第六六号)を踏まえて、以下質問する。

一 答弁一の2について

1 野村不動産株式会社(以下「野村不動産」という。)が「本件土地」をマンションとして開発する目的で購入したことを、独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「JCHO」という。)はどのような根拠、書類をもって確認したか示されたい。

2 前記「マンション」として開発する計画の具体化の程度、部屋の間取り、構成や売却予定価格、売却見込みの調査などについて、JCHOは説明を受けたか示されたい。

3 JCHOが逸失利益三十四億七百万円を相当と判断し、支払った根拠について、更に具体的に説明されたい。

二 答弁一の6について

「令和五年六月以降、一の1で御指摘の株式会社に対して「本件土地」の見積書の提示を求め」たとあ

るが、JCHOから働き掛けたとの趣旨が示されたい。

三 答弁一の7について

1 「本件土地」の購入に関しては、JCHOの内部規程上、役員会の審議が求められる」にもかかわらず、「役員会への報告にとどまっていた」理由を示されたい。

2 求められる審議も行われない一方で、早くから本件土地を移転候補地とし、巨額の逸失利益を上乗せしてでも取得したにもかかわらず、今日まで土地利用が行われていない理由を示されたい。また、野村不動産が購入する時点で土地の一部のみの購入には応じないとされていたならば、取得に一定のハードルがある本件土地を移転候補地として選定した理由を示されたい。

右質問する。